

臨時福祉給付金 経緯

消費税率	消費税動向	年度	給付算定期間	給付金名	趣旨	支給額	申請受付期間	支給人員実績	実績額・予算額	支給率 支給人員/対象者		
H26年4月~8%	H26年度	H26.4 ~H27.9 1年半分として 設定	臨時福祉給付金	H26年4月に消費税率を8%に引き上げるのに伴い、低所得者対策(市町村民税が課税されていない者)として実施する暫定的・臨時の給付措置。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき、10,000円</li> <li>・加算あり(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者等)1人につき 5,000円</li> </ul>	H26年7月1日 ~H27年12月26日	9,877人 うち加算 5,285人	実績額 事務費 25,434,000 円 事業費125,195,000 円	9877/10677 =92.5%			
		H27年10月から10%とする予定を延期		子育て世帯臨時特例給付金	H26年4月に消費税率を8%に引き上げるのに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童1人につき、10,000円</li> </ul>		7,884人	実績額 事務費 9,905,000円 事業費78,840,000円	7884/8000 =98.5%		
	H27年度	H27.10 ~H28.9 1年として設定	臨時福祉給付金	平成26年4月に消費税率が引上げられたことに伴い、低所得者への影響を緩和するために簡素な給付措置を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき、6,000円</li> <li>・加算なし</li> </ul>	H27年9月7日 ~H28年2月5日	10,030人	実績額 事務費 26,124,000 円 事業費60,180,000円	10030/10500 =95.5%			
	H29年4月から10%とする予定を再延期	H28年度	H28.10 ~H29.3 半年分	年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け65歳以上)	「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援及び個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき、30,000円</li> </ul>	H28年5月9日 ~H28年8月10日	5,719人	予算額 事務費 19,513,000 円 事業費186,000,000円	5719/6077 =94.1%		
				臨時福祉給付金	平成26年4月に消費税率が引上げられたことに伴い、低所得者への影響を緩和するために簡素な給付措置を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき、3,000円</li> </ul>	H28年9月5日 ~H29年1月31日	9581人	予算額 事務費15,732,000円 事業費33,000,000円	9581/11000 =87.1%		
	H31年10月から10%とすることで決定			年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者)	「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援及び個人消費の下支えにも資するよう、平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、低所得の障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者(高齢者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき、30,000円</li> </ul>		423人	予算額 事務費12,052,000円 事業費27,000,000円	423/462 =91.6%		
				臨時福祉給付金(経済対策分)	平成28年8月2日閣議決定 力強さに欠ける消費の底上げを図り、内需をしっかりと拡大するためには、社会全体の所得の底上げを図ることが重要。そのため給付措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付対象者1人につき15,000円</li> </ul>	H29年3月14日 ~H29年7月31日	見込 12,500人	予算額 事務費25,363,000円 事業費165,000,000円			

以降 平成31年10月より消費税率引上げ後の低所得者対策として、軽減税率を導入することにより給付措置は終了する。

臨時福祉給付金 経緯

消費税率	消費税動向	年度	給付算定期間	給付金名	支給要件概要
H26年4月～8%	H27年10月から10%とする予定を延期	H26年度	H26.4～H27.9 1年半分として設定	臨時福祉給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成26年1月1日）において、恵庭市に住民登録されている方で平成26年度の市民税（均等割）が課税されていない方</li> <li>●市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護受給者は除く</li> </ul> <p>下記の対象者は1人につき 5,000円 を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者</li> <li>・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など</li> </ul>
				子育て世帯臨時特例給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成26年1月1日）において平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限を越えないもの。</li> <li>●臨時福祉給付金の対象者及び生活保護受給者は除く。</li> </ul>
H29年4月から10%とする予定を再延期	H31年10月から10%とすることを決定	H27年度	H27.10～H28.9 1年として設定	臨時福祉給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成27年1月1日）において、恵庭市に住民登録されている方で平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方</li> <li>●市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護受給者は除く</li> </ul>
				子育て世帯臨時特例給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成27年5月31日）において平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者。</li> <li>●臨時福祉給付金の対象者及び生活保護受給者について併給可能。</li> </ul>
H29年4月から10%とする予定を再延期	H29年度	H28年度	H28.10～H29.3 半年分	年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け65歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。（昭和27年4月1日以前に生まれた方）</li> </ul>
				臨時福祉給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成28年1月1日）において、恵庭市に住民登録されている方で平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない方</li> <li>●市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護受給者は除く</li> </ul>
				年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者</li> <li>●ただし平成28年度中に65歳以上となる者除く</li> </ul>
			H29.4～H31年9月半分を前倒し	臨時福祉給付金（経済対策分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準日（平成28年1月1日）において、恵庭市に住民登録されている方で平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない方</li> <li>●市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護受給者は除く</li> </ul>

以降 平成31年10月より消費税率引上げ後の低所得者対策として、軽減税率を導入することにより給付措置は終了する。